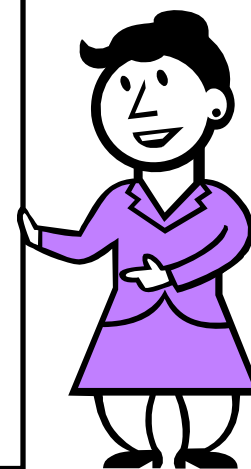




総合評価落札方式の 申請にあたっての留意事項

No.2

**平成26年8月1日公告する
工事案件から
**「社会保険等加入の証明」
が必要になります！！****



平成26年7月29日

東北地方整備局 仙台河川国道事務所

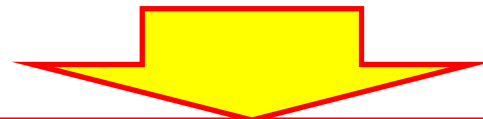
1. 総合評価落札方式の変更点

国土交通省直轄工事の社会保険等未加入対策 として未加入業者の排除を行います！！

平成26年8月1日以降の入札公告、入札説明書の随所に下記が記載になります。

以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務



工事の競争参加資格申請にあたり、**証明する書類が必要
です！！！！**

2. 社会保険等加入の証明方法①

1. 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書(様式)の写しを添付して下さい。(入札説明書7.(3)、別記様式1に説明があります)

様式第二十五号の十二 (第十九条の九、第二十一条の四関係)

(用紙A4)

経営規模等評価結果通知書
総合評定値通知書

許可 号
平成 年 月 日
審査基準日

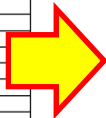
当方で会社名を確認

電話番号
市区町村コード
資本金額
完成工事高/売上高(%)
行政庁記入欄

[金額単位:千円]

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評点(Z)
			年平均	評点(X1)	年平均	一級	二級	その他	評点	
010	土木一式									
011	プレストレストコンクリート									
020	建築一式									
030	大工									
040	左官									
050	とび・土工・コンクリート									
051	法面処理工									
060	石									
070	屋根									
080	電気									
090	管									
100	タイル・れんが・ブロック									
110	鋼構造物									
111	鋼橋上									
120	鉄筋									
130	ぼ									
140	しゅんせつ									
150	板金									
160	ガラス									
170	塗									
180	防									
190	内装仕									
200	機械器具設									
210	熱絶									
220	電気通									
230	造									
240	さく									
250	建									
260	水道施									
270	消防施									
280	清掃施									
	その他									

**当方で社会保険等の加入状況(「有」又は「除外」)を確認
「除外」の場合は次ページ参照**



当方で確認した結果により競争参加資格の「○」「×」の判定をします。

自己資本額及び利益額	数値	点数	その他の審査項目(社会性等)	数値等	点数
自己資本額			雇用保険加入の有無		
利益額			健康保険及び厚生年金保険加入の有無		
評定値		(X2)	建設業退職金共済制度加入の有無		
			退職一時金制度若しくは企業年金制度加入の有無		
			法定外労働災害補償制度加入の有無		
			労働組合の状況		
			営業年の数		
			建設業の営業年の数		
			防災協定の締結の有無		
			防災活動への貢献の状況		
			営業停止処分の有無		
			指示処分の有無		
			法令遵守の状況		
			監査の受審状況		

経営規模等評価の結果を通知します。
総合評定値
平成 年 月 日

2. 社会保険等加入の証明方法②

2. 届け出の義務が無い（「除外」の）場合は、様式（元請適用除外誓約書）を提出して下さい。

（様式【元請適用除外誓約書】）

平成年月日

分任支出負担行為担当官

〇〇 殿

〇〇建設株式会社

△△支店長 □□

（競争参加者）

誓 約 書

別紙の理由により、今般の〇〇工事の競争入札に関し、当社は、〇〇保険法第〇条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

（様式【元請適用除外誓約書（別紙）】）

（健康保険・厚生年金保険）

従業員5人未満の個人事業所であるため。

従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

平成〇年〇月〇日、関係機関（〇〇年金事務所〇〇課）にお問い合わせを行い判断しました。

（雇用保険）

役員のみの方であるため。

使用する労働者の全てが65歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。

その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

平成〇年〇月〇日、関係機関（ハローワーク〇〇 〇〇課）にお問い合わせを行い判断しました。

3. 問い合わせ先

疑問・質問は下記までお願いします。

仙台河川国道事務所	品質確保課長	なかじま ともや 中島 朋也
	電話	022-248-4138 (直)
	事業対策官	ささき あきお 佐々木 章夫
	電話	022-248-4131 (代)